

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起算の翌日)
（当日起算の翌日）

を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による薬局の廃止（△）

保険医等の登録（保険課）

農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率の一部改正（△）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（△）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正（△）

漁業經營安定資金の利子補給率等の一部改正（△）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

◇正誤 公募型指名競争入札の実施（二件）（管理課）
平成八年四月二十六日付鳥取県告示第三百十号中訂正

告示

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
有限会社アド調剤薬局	米子市東町一九二	平成十年八月二十三日
有限会社DCB薬局米子サティ前店	米子市米原二丁目一一三三	平成十年七月二十一日

鳥取県告示第五百八十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
アド調剤薬局	米子市東町一九二	平成十年七月二十二日

鳥取県告示第五百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政

令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本 祐子	鳥医五七七八	平成十年八月十三日
森 久美子	鳥薬一〇九五	平成十年八月七日
大谷 誠司	鳥薬一〇九六	平成十年八月十日

表中「一・八パーセント」を「一・九パーセント」に、「〇・五七五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第五百八十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年八月三十一日から施行する。

平成十年八月三十一日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

鳥取県告示第五百八十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年八月三十一日から施行する。

平成十年八月三十一日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年

六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

「一・二パーセント」に改める。

鳥取県告示第五百八十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成十年八月三十一日から施行する。

平成十年八月三十一日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の三の項中「一・〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・八パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の八の項中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に改め、同表の九の項中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

表中「一・八パーセント」を「一・九パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

鳥取県告示第五百八十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業經營安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年八月三十一日から施行する。

平成十年八月三十一日前に貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーセント」を「一・四パーセント」に、「〇・六五パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

鳥取県告示第五百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十二条第四項後段の規定により告示する。

平成十年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業經營維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十年八月三十一日から施行する。

平成十年八月三十一日前に貸し付けられた漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

一 委任させた事務

次の展覧会に係る出品料の収納事務

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年八月二十八日

展覧会名	期	場
鳥取県美術展覧会	平成十年九月十一日から同月二十一日まで	鳥取県立博物館
	平成十年十一月一十一日から同月十五日まで及び同月十九日から同年十一月三十日まで	倉吉博物館
	平成十年十月二日から同月十一日まで	米子市美術館

11 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

課長補佐兼 村尾 一史

文化係長 梅原 順子

主任 田尻 輝徳

11 委任期間

平成十年八月二十一日から同月九月三十日まで

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年 8月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道東伯関金線緊急地方道路整備工事（道路改良）（新南谷

橋上部工）

(2) 工事場所 東伯郡関金町大字大鳥居及び大字関金宿

(3) 工事内容 本件工事は、主要地方道東伯関金線の橋りょう上部工（L=112.6m、W=13.50m）を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：4径間連結ポストテンション方式PCT^{ハニカル}橋

橋長：L=112.60m

支間長：27.25m+27.25m+27.25m+27.25m

幅員：全体 W=13.50m

（内訳 車道=3.0m×2、歩道=3.0m×2）

平面線形：直線橋 斜角80度（右岸側）

架設工法：架設^{ハニカル}橋架設工法

(5) 工期 平成10年9月から平成11年3月20日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による

自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを作ること。

エ 建設業法第22条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。

オ 平成10年8月28日（金）から同年9月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けているないこと。

カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを作ること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工

事の総合評点が1,300点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事ヒプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。

ウ 平成元年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の枠製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

エ (2)の力により配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績がある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 提供期間及び時間
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

イ 交付場所
平成10年8月28日（金）から同年9月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 技術資料等の提出
本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所
(1)に同じ。

イ 提出方法
持参すること。

(3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札

参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

報 公 县 政 県

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。
平成10年8月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 主要地方道東伯関金線緊急地方道路整備工事（道路改良）（新関金橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡関金町大字関金宿
- (3) 工事内容

本件工事は、主要地方道東伯関金線の橋りょう上部工（L=42.7m、W=15.40m）を作成し、架設する工事である。

4) 工事の詳細

- 橋りょう上部工製作及び架設
- 設計荷重：B活荷重
- 上部工型式：2径間連結プレテンション方式P.C.T.^橋

橋 長：L=42.70m
支 間 長：20.510m+20.510m
幅 員：全体 W=15.40m
(内訳 車道=3.0m×2、歩道=3.0m×2)

平面線形：直線橋 斜角75度
架設工法：トラッククレーン工法

(5) 工期 平成10年9月から平成11年3月20日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。
イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。
ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るもの占有すること。

<p>工 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>オ 平成10年8月28日（金）から同年9月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(ア) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。</p> <p>イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,300点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事ヒプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完工工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。</p> <p>ウ 平成元年度以降に、P.C橋（道路橋に限る。）上部工の^構製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>エ (2)のカにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績がある者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p>	<p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年8月28日（金）から同年9月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p>
---	--

4

その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

平成八年四月二十六日付鳥取県告示第三百十号（土地改良区の役員の就退任について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 誤

頁	段	行	誤	正
三	上	後ろから九	倉吉市下大江一七六一一七七	倉吉市下大江一七六一一
タ	下	後ろから二	倉吉市岩倉三〇一	倉吉市岩倉二六七
タ	三	十一	倉吉市下大江一七六一一七七 倉吉市岩倉三〇一	倉吉市下大江一七六一一 倉吉市岩倉二六七